乍恐以書付奉願上候(一丁の内に湯屋稼仕り候者これなく、差支え)

事的是我不知了多方及人不好怪是多多了的方 場在衛は去きてあるですかからするなるるを のはなるの はけるとれぬすがなら 好人者妻う万場かる受けないなるであるるる ける子目はるまとかなける方とは世内はいででは一日 一方子、小むるななんなんな人のこれは変するにあるをある 傷を後世。子老中日子月子月中月 別及はある本物的上本 七書を報う独しとなすからなるないからるで のかきちかんずるちと 宝和汽车面 相一月 那行役門 九忠学多付本的二 沙汉中 大利山田村でも町 多店店 但只有收代系 ころもろ

釈文

乍恐以書付奉願上候

為 百五拾文宛、永久御上納仕度奉存候、何卒右之願之通/御聞済被 農業之間、湯屋商賣仕度奉存候、依之右為冥 賀 永/一ヶ年永弐 治郎兵衛方へ及懸合ニ候所、故障之儀無之旨申之候ニ付、/私儀 差支ニも可相成哉と奉存候ニ付、右湯屋商賣/相始申候趣を以、 都合四軒ニ而相稼罷在候所、/此度六丁目治郎兵衛と申者、勝手 内前々ゟ/湯屋渡世ニ仕候者、弐丁目・三丁目・四丁目・六丁目 御領分上州山田郡桐生新町組頭百姓代兼甚兵衛奉申上候、 ニ付右渡世相休申候得者、六丁目一丁内ニノ湯屋稼仕候者無之、 仰付被下置候樣、 偏ニ奉願上候、 已上 當町

御領分

享和元年酉 上州山田郡桐生新町

組頭百姓代兼

二月

甚兵衛

郡方

御役所

前書之趣御願申上度奉存候間、各々様ゟ以御取次、 **/**御願立被下度

奉存候、已上

願人 甚兵衛

酉二月

町

御役人中

【読み下し文】

恐れ乍ら書付を以って願い上げ奉り候

兵衛と申す者、勝手に付き右渡世相い休み申し候えば、六丁目一 六丁目都合四軒にて相い稼ぎ罷り在り候所、 當町内前々より/湯屋渡世に仕り候者、弐丁目・三丁目・四丁目・ 御領分上州山田郡桐生新町組頭百姓代兼甚兵衛申し上げ奉り候、 丁内に/湯屋稼ぎ仕り候者これなく、差支(え)にも相い成るべ く哉と存じ奉り候に付き、右湯屋商賣/相い始め申し候趣を以 って、治郎兵衛方へ懸合に及び候所、故障の儀これなき旨これをゕゖゟ /此度 六丁目 治郎

れに依り右冥 (に) 御上納仕り度存じ奉り候、何卒右の願いの通り/ 賀包 永として/一ヶ年(に)永弐百五拾文宛、 /御聞き済

申し候に付き、

/私儀農業の間、湯屋商賣仕り度存じ奉り候、こ

み 仰せ付けなされ下し置かれ候様、偏に願い上げ奉り候、已上

御領分

享和元年酉

上州山田郡桐生新町

二月

甚兵衛

組頭百姓代兼

郡方

御役所

前書の趣御願い申し上げ度存じ奉り候間、各々様より御取次を以っ

て、/御願い立て下され度存じ奉り候、已上

六丁目

願人 甚兵衛

酉二月

町

御役人中

(解説)

日本人が風呂好きな国民だということに異論はないでしょう。 今

日、大方の住宅には浴槽を備えた風呂(内湯)があり、 身体の衛生を

保ち、一日の疲れを癒してくれます。

式バ 湯へ通うのが普通のことでした。 湯の普及率を一気に高めたのです。それまでは、都市部の生活では銭 設営などと関係があります。これらには、ガス給湯を備えたユニ 昭和三十九年(一九六四)の東京オリンピッ 済成長期、 しか スが設置され、 風呂を備えた住宅が増えてい 都市部の急速な人口増加に対応すべく建てられた団地や、 これがまたたく間に世に広まって、各家庭 ったのは、 クの開催による選手村 戦後復興の高度経 ^ ット 0 内 0

ぞ賑わ り、 \bigcup_{\circ}° の昭和三十年頃には四二軒あったとする研究があります(八染和弘氏 「桐生の銭湯 因みに、 桐生の織物産業も好景気で、 まだ風呂のな つ て 桐生にはどの いたに違いありません。 (第二回) い住宅が大半だった時代、 ―消えゆく織都の昭和 くらい の銭湯があったの 機場で働く大勢の人たちで銭湯もさ —」『桐生史苑』五七号 高度経済成長の波に乗 かというと、 最盛 期

湯であっ 湯があり、 ることができましたし、燃料屋さんでは、店先に風呂を焚くため ながら、 **程度に揃えられた薪の束が積まれ 私が子供 て 木造建築の廃材を威勢よく釜に投げ込んでい 高 の頃 も薪を釜にくべるものも珍しくなかったということです。 61 煙突の下、 (昭和四十年代後半から五十年代前半) お風呂屋さんのおやじさんが、 ていました。この頃はまだ、 は、 るのを目に 汗を滴らせ 近所 の三 に銭 す

長く、 船 λ よと若者に話したところ、「人がつかった風呂の湯で髪や体を流すな 口やシャワ て、 風呂の (浴槽) ガスや電気を利用した給湯はそう古いものではありません。 ちょっと…」と驚かれてしまいました。 歴史を考えると、 から湯をすくって洗髪したり、体を流したりしてい ーからお湯が出るカランが普及するまでは、 木を燃やしてお湯を沸かす風呂の 風呂桶 たのだ を定が で湯 蛇

滑稽本 社交や娯楽の場でもありました。 も飛び交う様々な人々が集まる場所であり、 みからはじまり、江戸勤番の武家や町人が入り交じり、お国言葉さえ 湯屋番」 江戸 心身ともにリフレッシュする衛生のための空間であると同時に、 時代の銭湯事情にも少しふれておきましょう。 『浮世風呂』(文化六年[一八○九]~十年刊)や、 で描かれた江戸時代の湯屋 (銭湯)。 一日の体の汚れを落 そこは町 式亭三馬 古典落語 内 0 幼馴 作 0 0

自由だ なる危険と隣り合わせですから、各屋敷で、勝手気ままに釜で火を焚 ろは少なく、 それなりの店を構えた商家や宿屋、 と店や長屋が軒を連ね、 よく知られているように、 つ たこともありますが、江戸をはじめとした商業地では、所狭 皆、 湯屋へと通っていました。 ___ 江戸 たび火が出たらあっと 0 町では庶民の暮らす長屋は勿論、 武家の屋敷でも内湯があるとこ 井戸や用水頼みで水 いう間に大火と

たのです。 申し候」との貼り紙が。 大切に相守り申すべきこと」「風烈しき節は、 という間に大火となる大風の日は、 く風呂などもっての外ということです。 火の用心の心得と、万が 釡の火を消すことを明示してい 実際に湯屋 何時によらず相しま 一火を出した時あ の壁には「火 の元 つ

ですが、 ました。 呂からイ 蒸気が簀子をくぐって浴室に充満するいわゆる蒸し風呂 むも 上に敷いた布、 あったとされます。 ナのよう)。 なお、 のや、 前者は、 江戸時代の銭湯には、 江戸時代の中頃まではおおむね蒸し風呂スタイ 簀子敷きの浴室の下に湯釜があり、ここで沸騰させた湯サック゚ 今日、 ージされる沸かした湯をは 風呂敷からきています。 外で沸かした湯の蒸気を、樋を通じで浴室に送り込 物を包む 「風呂敷」 元来 「風呂屋」と「湯屋」 った浴槽に身体を沈め それに対して後者は、 の語源は、 この浴室の簀子 ルが主流で の別が (今のサウ 今の る湯浴 風 り 0

全身が 部分のみを入り口とすることで、 緒に全身を湯に する)が登場し、 戸の個室空間があり、そこで下半身は湯に それがやがて湯に入り、蒸気浴も行う戸棚風呂(洗 湯に つか れる浴槽の前は、壁板で遮蔽され、 つかれる浴槽を備えた風呂となって 後にはその発展形とでもいうべき、 湯気が外に逃げなくなるような工 つかり、 その 上半身は蒸気浴を いきます。 何人もの 11 仕切り 場の奥に 人が ح 引き 0

る ↓ 洒落たのです。 時に、仕上げに柘榴 がめて入らなければなりません。洒落好きな江戸っ子は「かがん か り は 夫が施され うためには、 もはや風呂屋と湯屋の区別はなくなりました。 口である仕切り部分の低い 「かがみ ていました。 いる」 この入り口を の汁で鏡面を磨き上げることにかけて、 というこの動作を、 これを「柘榴口」とい 開口部を柘榴口とい (茶室の「にじり口」のように) 鏡を鋳る いますが、 うの 因みに浴槽 (かが は、 この段階 柘榴 浴槽に みい 腰を ^ の入 で入 ロ と か む で

渡 室と脱衣場を仕切る壁 番台を囲むような形で、前方に板張りの脱衣所があります。 なんと脱衣所と洗い場 は今と変わりませんが、 ると、番台さんが高いところに座っていて、ここで湯銭を払います。 0 後半に書かれた喜田川守貞の『守貞漫稿』にある銭湯の平面図や当時 風俗画などからは、 さて した竹棒が仕切りの役を果たしていました。 そ の湯屋 0 作 りは、 暖簾をくぐり、男湯・女湯別の入口のれん (と両者を行き来するための戸) がなく、 (浴室)を仕切る壁がありません。 着物を脱い 今日 の銭湯とは幾分異なります。 でいざ入浴しようと前を見ると、 か 当時は、 江戸 横に 浴

ŋ 竹棒を跨な の竹棒に でと洗 むか つ て少しなだらかに傾斜させ、 い場です。ここも板の間でしたが、 そこに排水のため 脱衣所と 0 仕切 の

は、 小流 と浴槽があります。 の湯はかなり熱く、 とはよく聞きますが、実際に絶え間なく火袋(釜)で沸かされた湯船 唐破 能 しを設けることで水はけが 風ふ の柿屋根が取り付けられた柘榴口があり、 そう長くはつかっていられなかったようです。 江戸っ子は爪がはがれるくらい 確保され て いました。 の熱 洗 ここをくぐる い湯が € 1 0 奥に

湯船

から上がったら柘榴口をくぐって洗い場に出て、

柘榴口の横

す。 から陸 湯を岡湯ともいったのは、 かし ました。 流すために、きれいな上がり湯が用意されていたのです。 で「上がり湯 というのも、 7 ζ ý 岡) るとはいえ、どうしても湯は汚れていきます。そのため体を 上がり湯は湯船のお湯とは別に沸かされたきれ に上がったという洒落をきかせているのです。 (岡湯)」をもらって糠袋 湯船には日に百人を超える入浴客があり、 これまた江戸っ子の (糠を入れた袋) ひねりで、湯船 この上がり いなお湯で で体を洗 11 くら沸

え男湯 碁・将棋を楽しんだりしている場面を見たことはな 0 祭りの話や世間の噂話に花を咲かせたり、 の社交場 はあれは男湯だけの特権です。 預か ところで時代劇などで、風呂上がりの客が、湯屋の二階に上が ŋ の脱衣所には二階へ上がる階段がかけられていて、 場所として へと変化してい 61 た 0 ったようです。 が、 湯屋には武士もやってきます。 やがて時代が下るにつれ、男性客たち ちょっとした飲食や、 ¢ √ でしょうか。 そこを刀 それ って、 実 井

書きの 敷にある郡方御役所へと、 用機場を仰せ付けられた新居甚兵衛その人です。 兼百姓代を務めてい さて今回の古文書は、享和元年 (一八〇一) 二月、 写しです。この甚兵衛は、 た甚兵衛が、 湯屋渡世を始めたい旨を申し上げた願 第七回の講座に登場した、 領主出羽松山藩酒井家の江戸 桐生新町の 尾張藩 € √

意味で、 兵衛が、 丁目に と いうの その甚兵衛によれば、 です。 「自分勝手に」という意味ではありません) 勝手に付き(この場合の 軒ずつ、都合四軒が商売していたところ、六丁目の湯屋治郎 桐生新町にはこれまで湯屋は二・三・四・六 「勝手」とは「都合により」 休業を申 と € √

郎兵衛に掛け合って、 は す。そこで六丁目に屋敷を構え、 に とで話がまとまっ 出かけなければならなくなる六丁目住民たちにとっては 丁内唯 13 つ ても甚兵衛の家業は機業ですが) 一の湯屋が閉まってしまうとなると、 たというの 文字通り「一肌脱 が事の顛末です。 組頭兼百姓代を務める甚兵衛が、 いで」自らが農業の に湯屋渡世を引き継ぐこと 四丁目 の湯まで入り 合間 一大事で <u>ك</u> 治

許可を求めています。このことから、この時新町の湯屋の冥加金が、 ようなも そしてこの湯屋渡世を始めるにあたり、甚兵衛は冥加永(営業税 の)として、 年に永二百五十文を納めることを約束し、 0

甚兵衛) 貫文です。 甚兵衛の屋敷地の西 百五十文は金一分(金一両の四分の一)で、銭に換算すると千文= する許可状は伝わっていませんが、昭和の終わり近くまで、 年に永二百五十文と定められて の湯」と称されて これが高いか安い 一の向か いたことが知られています。 ₹ √ かは、後で考えましょう。この願書に対 には銭湯があり、 いたらしいことがわかります。 その昔は「新甚(新居 か つて

ちに、 番奥に、 上 役人である組頭兼百姓代の甚兵衛が、 加えて領主へと差し出すことが務めであったことを紹介しました。 て、各々様 し様子が異なります。 らの願い さて、 今回も お願 郡方御役所への取次ぎをお願い この講座の第一 「前書の趣云々」 を申し出ようとした場合、 ₹ > 「前書の趣云々」から始まる文言が見えますが、 くださいますよう (=町役人の皆さま)より(郡方御役所様へ)お取次ぎの 「前書の趣につき、お願い申し上げたい所存に 回目に、 から始まる文言を記し、ここに自署印判を (お頼みします)」と、これは自らも 町 内 町名主 (村名主) はその書面 しているのです。 自分以外の名主以下町役人た (村内)の者が領主 これはすこ 一へと何 か 0 町

風呂 ところで湯屋渡世とは儲か 前編 巻之下 (文化六年[一八〇九]刊行) には、 るものだったの で しょう か。 湯銭が十文、 先 0

す。 糠銭 湯銭であったと思われます。 幕府によって、大人十文、子供六文に一定された料金に合致して された文化六年のほぼ中間の年であることから、 たかはわかりませんが、享和元年は、寛政六年と『浮世風呂』が刊行 この古文書からは桐生新町の湯屋がいくらの湯銭を徴収して (糠袋代) が四文とでてきますが、 これは寛政六年(一七九四) やはり十文程度の いま

文の湯銭ですから、単純計算では、日に大人で二百~三百人、場所に 文、繁盛していたところでは十貫文ほどといわれます。大人一人が十 少し時代が下りますが、江戸では天保(一八三○~)の頃で二~三貫 よっては千人もの人が、 参考までに江戸の銭湯の例をあげますと、一日の収入については、 では、どのくらいの数の銭湯があったのか。文化五年に江戸の湯屋 湯につかりに来たということになります。

湯があったこととなります。 呂百四十一株、女風呂十一株の合計五百二十三株とあり、これ以降 新規参入が原則的に出来なくなっていますから、 は、十組仲間という株仲間が成立し、男女両風呂三百七十一株、男風 水野忠邦の天保の改革時の株仲間の解散までは、 株を持たない者の 五百二十三店の銭

など銭湯に縁のない者たちも含まれています。 には江戸城や諸藩の藩邸で生活を送る武士階層や、寺社 天保の頃、江戸の人口は百万人前後で推移していますが、このなか 町人階層の人口は五 の僧侶・

げた、 を「羽書」という)で入りに来ますから、 盛していた銭湯の一日の売り上げと近似値となりますが、二日三日 数五百二十三軒で割ってみると、 に 十五万人前後であったとされているので、 ヶ月あたりの手形(『守貞漫稿』によれば月に百四十八文。この手形 いう記録もあり、風呂好きで日に何度もかよう常連客ともなると、 に子供の場合は一人六文、また実際には大人も八文で入っていたと り上げは大人換算で、一万五百十文=十貫五百十文ともなり、先の繁 一人となります。この人たちが毎日銭湯に通ってくれれば、 一回くらいの間隔だと四貫=四千文前後の売り上げになり、 日に二~三貫文という売り上げに落ち着くのかもしれません。 銭湯一軒に対する人口数は千五十 おおよそのところ、先に その数五十五万人を銭湯 一日

たりの 新町の湯屋は四軒と言っています。そこで人口数を銭湯数で割れば、 ましょう。幸い桐生新町には、甚兵衛が湯屋渡世をはじめた享和元年 では、甚兵衛は、 これによると桐生新町の総人口は二千七百六名です。 の五年後にあたる文化三年(一八〇六)年の「宗門人別改帳」があり、 軒当たり六百七十六人あまり。 これと同じように、 人口数千五十一人で割れば、○・六四三という数字が出ます。 自分が渡世引き継ぎを願い出たものも含めて、 桐生新町の銭湯一軒当たりの人口数を見てみ この六百七十六人を江戸の 今回の古文書

H 経費を差し引かなくてはなりませんが、甚兵衛が願書の中で納める す。むろんここから雇い人の賃銭や、湯を沸かすための薪代などの諸 ことを約束している永二百五十文=金一分は、 あくまでも推定ですが、桐生の銭湯一軒当たりの一日の売り上げは、 これを先ほどの江戸の銭湯の一 分ですから、 貫二百八十六文~一貫九百二十九文という値になり、 の営業収 入の中に収まる額であったと言えそうです。 大体金一分~二分の間の収入があったこととなりま 日の売り上げ二~三貫文に掛け おおよそ湯屋渡世一 銭一貫は

す。 まれ、 天保二年(一八三一)の「宗門: 気に沸き、 進めた老中松平定信が退陣し、 b は四千百七人。 甚兵衛が湯屋渡世を始めた享和元年は、これより先に、 の人口増です(文化三年比で百五十%強の増加)。 ح 町人文化が花開いた文化・文政時代への入り口にあたって の時代、 機場で働く奉公人たちの数は増加の一途をたどりました。 天保の改革期をむかえるまで、 先の文化三年の時と比べて二十五年間で千四百 人別改帳」によれば桐生新町の総人口 将軍家斉主導のもと華奢なも 桐生織物は空前 質素倹約を の好景 0 が ま

ば、湯屋 戸の数字 人口や町 仮に、 の規模が違う江戸の湯屋の繁盛と、 もしこの時点でも桐生新町の湯屋 (千五十一 軒当たりの人口数は千二十六人で、先にみた天保の頃 人 と近似値になります。 の数が 単純に比べるわけには さすがにあまり 兀 軒のままで É

いきませんが、甚兵衛の湯屋も『浮世風呂』に書かれたような、様々

な老若男女が集まり、奉公人たちのお国言葉なども飛び交う、それ相

応に繁盛した湯屋だったのかもしれません。